

## 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名: 株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ  
法人番号: 3010001035099  
住 所: 東京都港区虎ノ門1丁目23番1号
- 指名停止措置期間: ①別表第2 3イ 令和4年12月23日から令和5年3月22日まで(3カ月)  
②別表第2 4イ 令和4年12月23日から令和5年3月22日まで(3カ月)
- 指名停止措置の範囲: ① 本院及び関東地方測量部管内  
② 関東地方測量部管内を除く全国
- 事実概要:

株式会社ADKマーケティング・ソリューションズの代表役員等(元代表取締役社長)は、令和元年11月から令和4年1月にかけて、令和3年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における大会スポンサーの契約業務などを担当する販売協力代理店に選定されるよう、当時の大会組織委員会理事に組織委員会のマーケティング専任代理店側に対する働きかけを依頼し、その謝礼として約1,400万円を渡したとして、令和4年10月19日、贈賄容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕された。

#### 5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である株式会社ADKマーケティング・ソリューションズの上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第3号イ及び第4号イ(贈賄)に該当するものである。

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1~2 略	略
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上9カ月以内 2カ月以上6ヶ月以内 1カ月以上3ヶ月以内
4 次のイ又はロに掲げる者が当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上9カ月以内 1カ月以上3ヶ月以内
5~16 略	略

#### (問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)  
総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)